

鞍手町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

- 1 計画の趣旨・現状**
- 2 目標**
- 3 計画の期間**
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ**

令和8年2月

鞍手町教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、子どもたちによりよい教育を行うことが目的である。

教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領において目指されている理念の現実に向けて、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

鞍手町では、「ひとに輝きを」をテーマに3つの柱として「地域で人を育てるまち」「『知・徳・体』の調和を目指した教育の充実」「ライフステージに応じた生涯学習の推進」を掲げている。この実現には、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

鞍手町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、鞍手町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現する事を目指す

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

① 本町では、平成31年に「働き方改革取組方針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

② こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 27.94時間	17 %	1 %
中学校	月 48.77時間	38 %	13 %

2 目標

(1) 時間外在校時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ③ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を7日以上にする。
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
- ③ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする（全国平均100）
- ④ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を50%以上にする

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・保護者、地域住民による日常的な見守り活動
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは、原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

エ 学校運営協議会と関係者間の連絡調整等

- ・学校運営協議会の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では、対応が困難な事案への対応・保護者に対して、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

イ 学校の広報資料・管理

・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画する。

ウ ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理

・教育委員会と連携を図りながら、民間業者へ委託をする。

エ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

・職員による学校プールの管理については、民間業者等への委託を検討する。

・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続きの電子化を検討する。

オ 部活動

・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

・部活動指導員の配置拡充等を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 学習評価や成績処理

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒の課題の状況に応じ養護教諭の他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援学級補助員等と教師の協働を促進する。

・不登校児童生徒への対応にあたっては、教育支援センターの機能強化や校内支援センターの充実を図る。

(2) 学校における措置の推進

① 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年生以上は、年間で1086単位以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

② 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

③ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や服務管理などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想下での校務の DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を 60 % にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

① 1箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、必要に応じて医師による面接指導を実施する。

② 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。

③ ストレスチェックの実施率を 100 % にし、実施後の集団分析結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

⑤ 年次有給休暇についてまとまった日数を連續して取得できるよう、各学校に対して、取得を促進する。

⑥ 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校時間の状況を把握し、毎年度、町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

(2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴きとり・指導を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。